

ぜったいに  
もうかる!

¥

¥

今日きめる  
なら割引!

あなただけ  
特別に!!

新成人のみなさん  
注意です

ダークパターン  
増えています!!!

残りわず  
か!!!



¥

焦りは禁物!  
よく考えて  
契約しよう!!

¥



ダークパターンはいやや!!

188番

お近くの  
消費生活相談窓口  
につながります

相談できる曜日・時間帯は、お住いの  
地域の相談窓口によって異なります。

- ✓ 怪しいと思ったら身近な信用できる人に相談しよう!!断る勇気を持つ
- ✓ 一人で悩まず、消費生活センター(188)に連絡する

※ ダークパターンとは  
消費者の隙に付け入って意図しない注文や承諾など  
事業者側に利益となる判断へ誘導する手法

このチラシは、県立鹿島高等学校と県消費生活センターが実施した消費生活講座で生徒が作成したデザインを使用しています。

# ⚠️消費者トラブル⚠️

成年年齢引下げにより、若者の消費者トラブルの相談が増えています。  
あなたの周りにも潜んでないか相談事例を確認してみましょう。

## 投資詐欺



先輩に呼び出され、「50万円のFX自動売買システムを購入すれば、**「絶対にもうかる」**と勧誘された。お金がないと断ったら、消費者金融を勧められたが、**借金して購入**しても大丈夫か。

### 対策

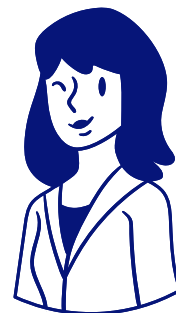
借金をしてまで投資等のためにお金を支払うことはやめましょう。**「すぐに返済できる」**などと言われても**うのみにしない。きっぱり断りましょう。**

## 定期購入

### 対策

ネット通販では、返品・解約は、販売サイトの表示に従うことになります。**購入前に**、販売サイトの広告・規約や最終確認画面を見て、**契約条件や解約・返品ルールをよく確認**しましょう。

**ネット通販で**、割引価格の健康食品を**1回だけ試すつもりで購入**したところ、翌月も送られてきた。再度確認すると、「**3回以上の商品購入が条件**」と書かれていました。解約・返品できるでしょうか。



## 脱毛エステ



SNSで全身脱毛が「今だけ月額3,000円」という広告を見てエステサロンに行くと50万円のコースを勧められた。広告の脱毛を受けたいと申し出ると「納得のいく脱毛はこれくらいかかる」と言われ契約してしまった。

### 対策

お試しのつもりで店舗に行き、高額な契約を勧められるケースがあります。**広告の記載だけで判断しない**ようにしましょう。金額や施術内容に不安がある場合は**安易に契約せず断りましょう。**

茨城県消費生活センターのご案内  
消費生活相談  
月～金曜日9時～17時・日曜日9時～16時  
(土曜日、祝日、年末年始除く)  
☎ 029-225-6445

国民生活センターのご案内  
国民生活センターでは、消費者トラブルのFAQを作成し対処方法を紹介しているので活用しましょう。

